

報告第2号

新市建設計画小委員会の協議・活動経過について

風連町・名寄市合併協議会新市建設計画小委員会の協議・活動経過について、  
別紙のとおり報告する。

平成16年6月28日提出

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多 慶 志

## 小委員会協議報告書

風連町・名寄市合併協議会小委員会規程第3条の規定により付託された事項（新市建設計画）について、同規程第9条に基づき、下記のとおり報告します。

平成16年6月28日

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多慶志 様

新市建設計画小委員会  
委員長 堀江 英一

### 記

#### 1. 会議の開催状況について

##### 第2回小委員会

開催日時 平成16年5月13日（木）午後6時開会

開催場所 名寄市民文化センター視聴覚室

協議案件 協議第1号 「新市建設計画小委員会スケジュール（案）について」  
別紙原案のとおり決定

協議第2号 「新市建設計画の策定方針について」

別紙原案どおり決定。但し、自治区（特例区）については、新市において「自治基本条例（仮称）」を定めること、総合（まちづくり）計画に基本事項として組み入れることを『新市建設計画』に明示する。

詳細別紙のとおり

##### 第3回小委員会

開催日時 平成16年5月27日（木）午後6時開会

開催場所 風連町役場大会議室

協議案件 報告第1号 「まちづくり懇話会（ワークショップ）の設置について」  
原案どおり承認

協議第1号 「新市建設計画策定に係る分野別課題及び基本方向等について」

原案どおり決定、新市建設計画策定に際し、2市町総合計画の理念及び策定の背景等を踏まえ、新市建設計画策定に臨む。

詳細別紙のとおり

#### 2. 小委員会の所掌する活動状況について

ワークショップの開催について

別紙のとおり

アンケートの実施について

別紙のとおり

## 新市建設計画策定業務について

### 【Ⅰ】策定方針の大綱的事項（概要）

1. 策定方針の概要
2. 策定の背景及び経緯等
3. 策定の目標及び整理事項

### 【Ⅱ】建設計画策定の基本方針

1. 建設計画の構成
2. 建設計画の「期間10年」の考え方
3. 策定作業方針
4. コンサルタントの活用

## 【I】策定方針の大綱的事項（概要）

新市建設計画は、新市のマスタープランとして、合併後の新しいまちづくりに向けた指標となるもので、新市の将来構想に係る基本理念や方向性などを踏まえ、市町村合併の特例に関する法律（特例法）に規定されている財政措置等に基づき、必要とする事業の具現化を図り、実施するための財源や時期について示すものです。

風連町・名寄市合併協議会は、特例法及び平成16年4月16日開催の第1回協議会の決定（確認）事項に基づき、『新市建設計画』策定に向けて次の方針をもって臨みます。

### 1. 策定方針の概要

#### 1) 計画の趣旨及び目的

- 計画は、法律及び確認事項等を基に、創造性に富み個性あふれる地域社会を形成し、信頼と理解に立った緩やかな融合をもって、「新市」の建設を目指すものです。
- 策定した計画は、合併を判断するための重要な材料として用います。

参考 I

#### 合併協議会設置に向けた基本的考え方

「合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み・制度を取り入れ、双方の資源を有効に活用し新しいまちを目指す。」

- 計画策定の目的は、特例法で下記のとおり規定されています。

参考 II

#### 特例法第5条第2項

「市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。」

#### 2) 計画の構成

- 計画は、特例法に定める事項を中心に構成します。

参考 III

#### 特例法第5条第1項要約

「新市建設の基本方針」「新市及び道が実施する新市建設の根幹（主要）事業」「公共的施設の統合整備」「財政計画」

#### 3) 計画の期間

- 計画の期間は、10か年とします。

#### 4) 新市建設の基本方針の作成

- 計画の策定にあたっては、まず「新市の将来像（新市建設の基本方針）」を作成し、長期的な視点に立った展望をもって臨みます。

## 5) 住民意見の反映

- 新市建設の策定にあたり、住民意見の聴取等は特に重要視し、限られた時間のなかにも、住民参画の手法を積極的に取り入れ、住民の声を広く聴いて計画等に反映していきます。

## 6) 健全な財政運営

- 財政計画は、健全な財政運営を基本に据え、地方交付税をはじめ国・道の補助金や地方債等について、今日的な状況を踏まえ適切に見積もることに努めます。

## 2. 策定の背景及び経緯等

### 1) 合併推進の背景及び経過

風連町と名寄市は、国及び地方の財政事情の悪化、行財政改革の必然性、地方分権の推進、合併関係法の改正及び制定、過疎・少子高齢化などの地域課題等に対応するため、日常的な連携を密接に図り、合併問題を中心としたこの地方の存続等の協議を進めてきました。

風連町と名寄市は、これまでの合併推進の経過を踏まえ、各種検討会議や住民説明などを踏まえ、合併特例法期限（平成 17 年 3 月 31 日）内に合併成立を目指し、法定協議会設置の議決を見ました。

参考V

#### 背景及び経緯の詳細

**背景**；「財政難や地方制度調査会による小規模自治体論（権限縮小や地方交付税削減など）、さらには地方自治法及び合併特例法の改正及び合併新法の制定」

**経緯**；「現実的合併の枠組みのあり方などを理由に、上川北部 6 市町村任意合併協議会、下川町を含めた 3 市町協議等を経て、住民発議ではなく、議会特別委員会の意向、及び合併検討委員会（両市町長の合併相談窓口）での協議意向を踏まえ、風連町と名寄市は住民説明会などを通じて合意が形成」

**意見**；「住民説明会では、法期限内での風連町と名寄市の合併協議を是とし、合併の必要な理由としては、行財政改革や議会改革（議員数、職員数の削減など）などが主で、次いで行政サービスの向上や、行財政基盤及び生活・生産基盤の強化など」

**議決**；「平成 16 年 3 月 30 日 2 市町議会臨時会で合併協議会を設置」

### 2) 計画策定にあたっての前提条件及び対応等

#### ◎条件 1～法期限までにとり限られた期間のなかでの建設計画の策定

対応；両市町からの基礎データの収集、住民意向の反映については、特に効率的に行います。

#### ア) 基礎データの収集

2 市町の総合計画をはじめ、現行の行政諸課題や主要施策の現況の掌握及び統合、調書作成及び所管ヒヤリングを実施し、建設計画の基礎資料を整備します。向こう 10 年間の主要事業の検討と必要な事務事業に対応可能な財政計画の策定を効率的に行います。

## イ) 住民意向の反映

### ◎住民意向アンケートの実施

～将来構想及び建設計画に反映させるため、6月初旬に全戸配布し、7月中旬までに集計・分析作業を終えます。

### ◎ワークショップの実施

～5月初旬に公募し、5月中旬から6月中旬まで、計3回開催します。構成は、名寄市20名、風連町10名とし住民公募と指名により構成し、無報酬として取り扱います。

### ◎住民説明会の実施

～新市の将来像や重点施策など新市建設の基本方向についての説明を8月、新市建設計画の説明を12月にそれぞれ予定し、基本項目等の説明と併せて行うこととします。建設計画素案等の説明は、「未来創造的な合併後のまちづくりに向けて、方向や方針はこういうことでしょうか？」と問うこととします。

## ウ) コンサルの活用

### ◎条件2～今日的財政状況を踏まえての建設計画の策定

対応；地方分権や多岐にわたる行政需要等に対応するためには、効率的な行財政が不可欠です。現況の財政実情を踏まえ、合併に伴う支援措置（合併特例債や補助等）と行政改革（行政評価及び費用対効果）とを有機的に結びつけ、健全な財政運営が可能となる計画策定に努めます。

## 3. 策定方針の目標及び整理事項

### 1) 計画の性格

新市建設計画～合併特例法に規定。合併後に策定する「総合計画」の基礎を成します。

新市総合計画～地方自治法に規定（新市の本格的な計画策定を要し、基本構想は議決を要）。建設計画の趣旨及び内容等を活かして策定します。

参考VI

#### 地方自治法第2条第4項

「市町村は、その事務を処理するにあたって、議会の議決を経て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めなければならない。」

### 2) 計画策定の主なねらい

- (1) 法の優遇措置（特例法第11条及び11条の2；地方交付税の額算定及び地方債の特例等）と行財政改革との整合を図ります。
- (2) 新たな個性を創出するため、新市まちづくりに必要なプロジェクト及び主要施策と基礎的行政サービスの維持との整合を図ります。

### 3) 策定上の留意点

- (1) ハード事業のみでなくソフト事業にも配慮します。
- (2) 計画には、実現可能なものを盛り込み、新市建設に資する事業を選択し、健全な財政計画との整合を図ります。
- (3) 新市建設には、旧市町村意識を乗り越え、新市行政基盤の確立に向けて配意します。

- (4) 計画は、地域全体のレベルアップし、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を果たし、組織と運営の合理化を図ります。
- (5) 旧市町の振興は、地方自治制度の導入検討と並行し、合併に伴う役場庁舎等の廃止等によって寂れてしまうことのないよう、振興整備等の方策を計画に明確化させていただきます。

#### 4) 作成等の手続き

- (1) 計画の作成にあたっては、**特例法の定め**により、次のとおり手続きを行います。

##### 参考 VII

特例法第5条関係の手続き (①~④は第3項関係、⑤⑥は第4項関係)

- ① 合併協議会は、市町村建設計画の原案(変更)を作成します。
- ② 合併協議会は、都道府県知事に事前協議を行います。
- ③ 事前協議終了後、合併協議会は都道府県知事に正式協議を行います。
- ④ 都道府県知事の回答を得ます。
- ⑤ 合併協議会は、市町村建設計画を定め、これを直ちに公表するとともに総務大臣及び都道府県知事に送付します。
- ⑥ 総務大臣は、市町村建設計画を国の関係行政機関の長に送付することになります。

## 【Ⅱ】建設計画策定の具体的方針(詳細)

建設計画は、策定方針概要で定義付けたとおりですが、関係法等を遵守し地域特性や地域課題及び行財政の実情を勘案して策定します。

特に重要なポイントとして、財政事情を背景とした合併の意義・効果を立証するための財政計画の提示、これに裏付けられた基礎的行政サービスの方向性の提示、さらにこれらを可能とする行政改革実現のための取り組みなどの提示に努めます。

また、合併後の考え方として、風連町と名寄市が一体となった場合の地域特性や新たな機能創出の可能性・発展可能性についての分析を表したうえで、新市としてのグランドデザインや既存の総合計画等における地域課題に対応していくための基本政策の提示にも配慮します。

### 1. 建設計画の構成

構成の基本は、合併特例法に規定する4項目を踏まえた構成とし、構成のあり方は、国のマニュアルに示されている以下の構成を基本とします。

I 序論(1合併の必要性 2計画策定の方針)

II 市町村概況

III 主要指標の見通し(1人口 2世帯)

IV 建設方針(1将来像 2基本目標 3基本方針 4土地利用 5地域別整備の方向)

V 施策 1自然環境の保全と活用

2都市基盤の整備

3生活環境の整備

4保健・医療と福祉の充実

5教育・文化の充実

6産業の振興

7連携・交流の促進

8開かれたまちづくりの推進

9行財政運営の効率化

VI 都道府県事業の推進

VII 公共施設の適正配置と整備

VIII 財政計画

### 2. 建設計画の「期間10年」の考え方

計画期間設定については、合併特例債の適用、地方交付税算定特例の期間がともに10年であり、合併後に策定を要する総合計画においても、これまでの趨勢から10年単位の計画期間となることが予想され、新市まちづくりの「基本設計＝建設計画」と「実施設計＝総合計画」の期間の整合性を保つ意味合いから10か年とします。

### 3. 策定作業方針

策定作業にあたっては、以下のとおり臨みます。

#### 1) 作業の推進方針

① 最適なコンサルタントの選定し、その最大限の活用を図ります。

- ② 可能な限り策定作業の迅速化・効率化を図ります。
- ③ 事務局、各市町の関係所管担当、コンサルタント、その他関係組織等との密接な連携の下に素案作成作業にとりかかります。
- ④ 総合計画策定を見据え、そのための基礎調査に十分配慮します。

## 2) 策定作業内容・方法

### ①必要となる作業

- 基礎的データに関する調査検討作業
- 建設計画策定に関する作業
- 建設計画の協議、説明に関する作業

### ②作業別詳細

- 基礎的データに関する調査検討作業

### ③住民意向の把握・分析

- 住民アンケート調査（新規アンケートの実施）
- 意見、提言の募集
- 素案説明会時の意見把握

### ④合併の必要性等の整理分析

- 全国的な動向による必要性
- 地域にとっての必要性

### ⑤地域概況の整理

- 地域を取り巻く状況
- 総合計画・関連計画等の整理
- 地域構造の分析（広域的インフラ整備の状況、都市化の動向、地域のつながり、産業構造など）

産業構造など)

#### ○地域の状況

- ・人の動き（人口・世帯数の推移、年齢別・階層別人口の推移、人口動態の推移）
- ・産業の動き（産業別就業構造の推移、産業別状況）
- ・都市空間構成（都市の骨格的空間構成、土地利用、歴史的・自然的条件の整理）
- ・都市施設等の整備状況（道路、公共施設など）

#### ○行財政の状況

### ⑥地域における主要課題等の調査検討

- 市町ごとの大きな課題の調査検討  
首長ヒアリングなど
- 市町ごとの政策分野別課題の調査検討  
各市町企画担当者への調書作成依頼
- 市町ごとの主要事務事業の現状と見通しに関する調査検討  
各市町現場担当者への調書作成依頼

## 3) 建設計画策定に関する作業

### ①新市の構想部分の検討

- 序論の策定
- 新市の概況の策定

- 主要指標の設定
- 都市建設の基本方針の策定
- ②新市の基本計画部分の検討
  - 施策の体系及び方向・方針の策定
  - 新市における根幹事業の抽出と設定
- ③公共施設の適正配置と整備方針の検討
- ④財政計画の検討
  - 財政シミュレーションの実施
  - 主要事務事業の査定実施
  - 財政計画のとりまとめ
- ⑤新市建設計画のとりまとめ
- ⑥新市基本構想等のあり方に関する調査研究

#### 4) 建設計画の協議、説明に関する作業

- ①合併協議会による協議
- ②小委員会による協議
- ③幹事会による協議
- ④道との協議
- ⑤住民説明会
- ⑥策定部会等における検討
- ⑦事務局、コンサル等打合せ

#### 5) 策定スケジュール

法期限内合併を目指し、11月までに約7ヶ月程度で策定作業が完了するようにスケジュール化します。

※別紙作業スケジュールが想定

#### 6) 策定体制

- ①建設計画小委員会・幹事会・事務局
  - ・メンバー 第1回協議会で確認済
  - ・役割 上記と同
- ②財政計画特別専門会議
  - ・メンバー 財政部門等関係職員と事務局などで構成
  - ・役割 財政計画素案の策定
- ③関係職員
  - ・役割 各種調書の作成
- ④事務局、コンサルタント
  - ・役割 基礎調査、素案たたき台の策定、その他企画調整全般
- ⑤全専門部会
  - ・メンバー 各部・課長
  - ・役割 事務事業の一元化等に関連する検討、事務局経由幹事会に報告
- ⑥全分科会
  - ・メンバー 係長や担当者

- ・役 割 事務局素案を基に、各所管における関係計画のたたき台作成

#### 4. コンサルタントの活用

コンサルタントの必要性については、策定方針で示した事由のほかに、合併業務におけるノウハウに不足していることなどから、以下のとおり選定のうえ活用することとします。

##### 1) コンサルタントの選定

コンサルタントの選定基準は以下のとおりです。

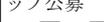
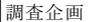
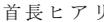
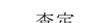
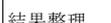
- ・まちづくり計画関連業務実績
- ・市町村合併関連業務経歴
- ・取り組み姿勢、意欲等
- ・対象地域に関する情報や知見の保有状況
- ・構想企画力、プロジェクト実現力等
- ・調査体制、担当者経歴等
- ・会社の経営状況

以上の選定基準を踏まえて、プロポーザル（提案）方法により、書類審査（企画書、参考見積書も含めて）及びプレゼン審査を実施することとしました。

##### 2) コンサルタントの選定結果

2社を指名し、慎重な審査のうえ、株式会社 ぎょうせい を選定しました。

※ 建設計画策定スケジュール

項 目	4～5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<p>□ 基礎的データに関する調査検討作業</p> <p>① 住民意向の把握・分析</p> <p>アンケート調査企画               郵送・回収               集計・解析  </p> <p>ワークショップ公募               ワークショップ実施  </p> <p>② 合併の必要性等の整理分析  </p> <p>③ 地域概況の整理  </p> <p>④ 地域における主要課題等の調査検討</p> <p>・ 大きな課題の調査検討            調査企画               首長ヒアリング               結果整理  </p> <p>・ 政策分野別課題の調査検討            調査企画               依頼・回収               結果整理  </p> <p>・ 主要事務事業の調査検討            調査企画               依頼・回収               結果整理  </p>								
<p>□ 建設計画策定に関する作業</p> <p>① 新市の構想部分の検討  </p> <p>② 新市の基本計画部分の検討  </p> <p>③ 公共施設の適正配置と整備方針の検討  </p> <p>④ 財政計画の検討</p> <p>・ 概算財政計画の策定  </p> <p>・ 主要事務事業の査定実施            査定準備               査定               結果整理  </p> <p>・ 財政計画のとりまとめ  </p> <p>⑤ 新市建設計画のとりまとめ  </p> <p>⑥ 新市総合計画（基本構想）に関する調査研究？  </p>								
<p>□ 建設計画の協議、説明に関する作業</p> <p>① 合併協議会による協議            ☆ ☆ ☆ ○ ☆ ☆</p> <p>② 小委員会による協議            △</p> <p>③ 幹事会による協議            △</p> <p>④ 道との協議            △</p> <p>⑤ 住民説明会の開催            ☆</p> <p>⑥ 専門部会等における検討            ☆</p> <p>⑦ 事務局、コンサル等打合せ            ○</p>								

## 【市町村合併に関するアンケート調査の経過報告】

### 実施の目的

新市の将来構想及び建設計画に住民の意見を反映させるため、アンケート調査を行う。

### 期 間

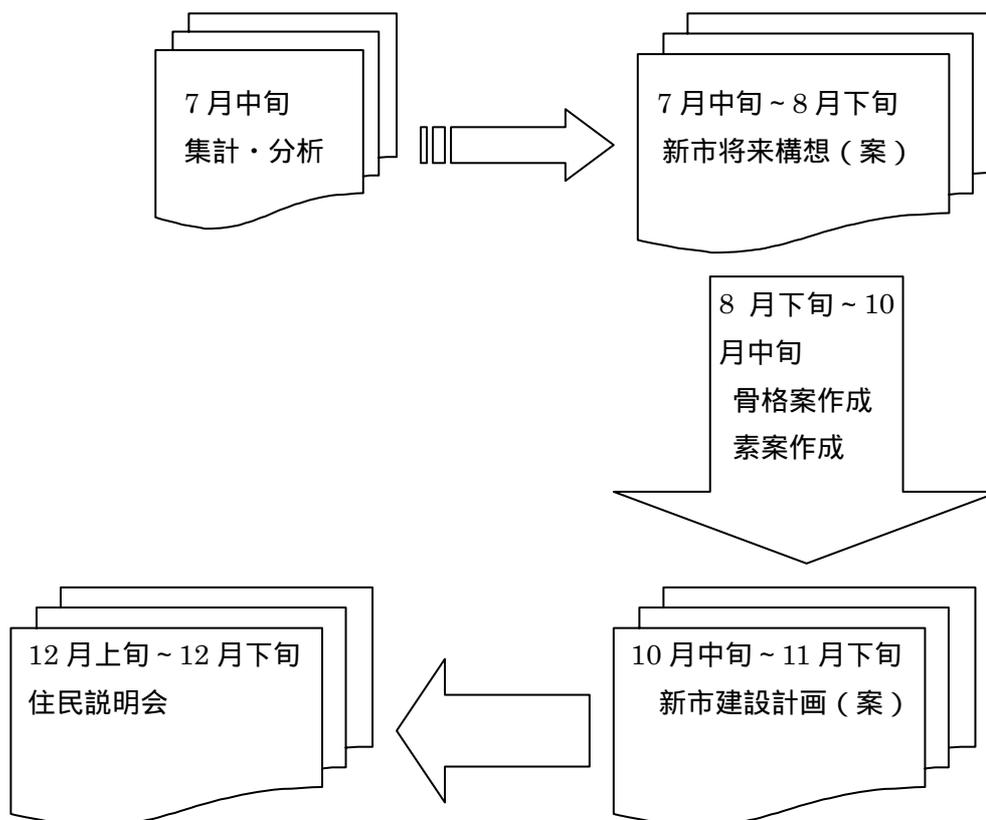
平成16年6月1日～平成16年6月18日

### アンケート回収状況

(6月22日現在)

行政別	配布部数	回収部数	回収率(%)	摘 要
風連町	1,883	390	20.7	
名寄市	11,754	1,865	15.9	
合 計	13,637	2,255	16.5	

### 【今後のスケジュール】



「新市将来構想・新市建設計画」ワークショップ

# まちづくり懇話会

---

## 【 報告書 】

日 時：平成16年5月25日～6月15日

主 催： 風連町・名寄市合併協議会

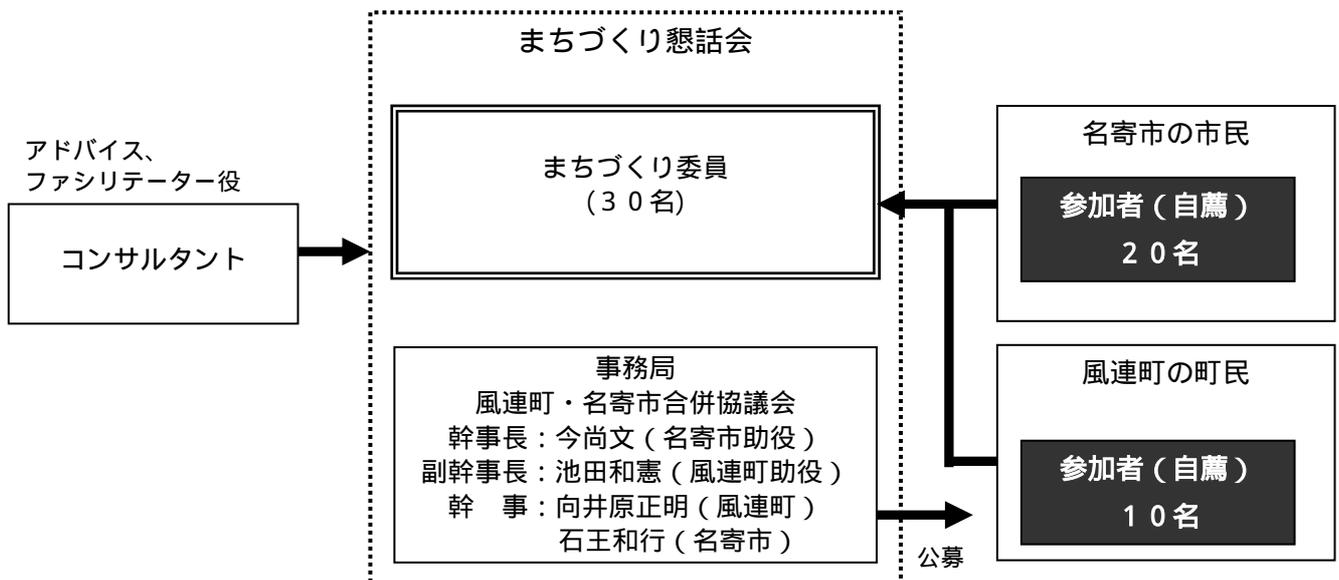
## 1．実施の目的

まちづくり懇話会は、公募等により一般住民の中からまちづくり委員を選定・任命し、3回の会議（ワークショップ）の実施を通じて合併後の新しいまちづくりの方向について多様に検討し、住民の代表者による提言としてとりまとめていただくものです。

## 2．全体スケジュール

	日 程	テーマ・内容
第 1 回	平成 16 年 5 月 25 日（火） 18：00～ 場所：名寄市民文化センター	・オリエンテーション (概要の説明)
第 2 回	平成 16 年 6 月 4 日（金） 12：45 ～ 18：00 場所：名寄市民文化センター発、名寄市内 風連町内、会議場所：風連町福祉センター	・タウンウォッチング (両市町の主要施設の視察) ・宝もの探し (両市町の自慢できるものの洗い出し)
第 3 回	平成 16 年 6 月 15 日（火） 18：00～ 20：00 場所：名寄市民文化センター	・みんなで考える、 新しいまちの将来像 (新市将来構想に掲げる「新市の将来像」と 主要なまちづくりのアイデアをまとめる)

## 3．実施体制



## 4 . まちづくり懇話会の成果

---

### (1) 第1回まちづくり懇話会

#### 内容

委員の自己紹介

幹事会及び事務局の紹介

まちづくり懇話会の活動内容及び今後の進め方について(説明)

意見交換

第1回はオリエンテーションを行いました。参加委員の自己紹介にはじまり、まちづくり懇話会の趣旨説明・作業の内容に関する説明、委員と事務局との質疑応答などです。

質疑では、「このワークショップの成果はどのように新市将来構想に活かされるのか？」などの質問が多数寄せられました。

#### まちづくり懇話会参加の心得(ガイドブックより)

何の心配もいりません。普段のままで結構です。

難しいことはありません。日頃感じていることを「自分の言葉」で語ってみましょう。自分の意見と異なる意見は貴重なものかも。ほかの参加者の意見は「否定」ではなく、発展させるような、+ の意見を出してみてください。

自分はモチロン！お子さんやお孫さんが、大人になって住んでいるまちを想像してみてください！

まちの個性やイメージは、まちづくりにとって、とても大切な要素です。

楽しく、和気あいあいと！でも、しっかりとまじめに。

時間には限りがあります。だから、有効に。有意義に。手と頭をフル活用して！

私たちの試みが、将来、きっと役に立つと願って。継続は力です！

## (2) 第2回まちづくり懇話会

### 内容

タウンウォッチング(両市町の主要施設を視察しました)

	施設の名称	整備の目的 / 主な用途
1	健康の森	森林浴や散策等自然に親しみ、市民の健康づくりや体験及び学習の場として整備。さらに南側には道立広域公園とし、「北のふるさとを創る」を整備目的として事業を展開しています。 「健康の森」には陸上競技、クロスカントリー、キャンプ 14 サイト、貸農園、森林浴、散策路パークゴルフ場、遊具を備えています。 「サンピラーパーク」11 のゾーンを総合的に整備（体験・集い・憩い等）道北圏の広域公園とし活用しています。
2	炭化センター	ごみの増加、生活環境や自然環境に配慮した処理施設づくりを名寄・風連・下川・美深の1市3町の広域により行い、整備運営・生活上排出されるごみの炭化を行っています（処理能力 20t/日）。
3	保健センター	市民の健康を守り、健康づくりを推進するため、総合的な保健サービスの拠点として整備しました。各種検診や各種教室など、保健予防活動・健康づくりの指導・援助のための拠点として活用されています。
4	名寄市役所	
5	駅前広場・南6丁目	「南6丁目」は舗装、アーケード等の老朽化が進み、また、大型店の出店等の影響もあり、商業環境を活性化させるためにアーケードや融雪溝の整備を行いました。 「駅前広場」は、名寄本線、深名線の廃線に伴い代替バスの乗り入れ、歩行者の空間の確保や大通と南6丁目通の交差点処理などを図るために歩車道・照明・駐輪場・植栽・ベンチ・タクシー及びバス等のシェルター・時計塔などを整備しました。
6	北国博物館	北海道北部に位置する名寄市の自然と歴史を学習する拠点として整備し、未来への継承・発展させるテーマの展示をしているほか、自然観察会、体験学習、講習会、講座・講演会、イベントを行っています。
7	総合福祉センター	高齢者の健康保持と生きがいを求め、地域福祉の推進、ボランティア活動の拠点、総合療育施設として拠点整備。入浴によるリハビリ、心配ごと相談、ボランティア関係の情報交換・提供、ふれあい交流の場として活用。このほか、社会福祉協議会の拠点として利用されています。
8	スポーツセンター	屋内総合体育施設として整備。各種競技大会、スポーツ教室・講座を開催しています。
9	上川ライスターミナル	上川北部産もち米の産地銘柄の確立、低コスト稲作生産システムの確立、稲作経営の安定と収益性の改善を目指して整備。米穀の広域集出荷施設の利用、施設を中核として、作業の受委託、生産組織化を推進、玄米バラ集出荷、米の低温貯蔵を行っています。
10	望湖台自然公園	森と湖などの自然と親しみ、憩う体験交流の場、風連町の奥座敷として設置。野外活動、自然体験、各種交流、森林浴、各種イベントの会場として活用しています。
11	東地区体育ゾーン	健康づくり、生涯体育の振興拠点施設として整備。体育館、武道場、加温プール、テニスコート、ゲートボール、ハーフパークゴルフ場等として利用しています。
12	もみ乾燥調製施設	米等の均一な製品調製を行い、産地化を図る。敷地内に雪エネルギーを利用した出荷調整利雪施設を昨年度整備。 米・麦・大豆の乾燥調製・色彩選別や異物除去による、消費者ニーズ(安全性・均一性)に応えています。 低温貯蔵により、米の劣化を防ぎ適正保管しています。

13	廃棄物最終処分場	ごみ埋め立て最終処分を行う施設として平成年に整備。リサイクル等資源化推進を図っています。
14	農業振興センター	土壌及び堆肥分析、品種改良及び適正品種等試験等を行い、振興及び奨励作物の作付け推進など農業振興に寄与しています。
15	もち米の里風連特産館	もち米生産者有志による有限会社の設立により、もち等製造・販売を行い、「もち米」の消費拡大、産地化推進等地域振興に寄与
16	西風連コミュニティセンター	廃校となった校舎・体育館にコミュニティ施設を併設し、地域及び青少年の交流施設として活用。地域コミュニティの形成の場として活用し、青少年の交流、宿泊体験や合宿等に用いられています。
17	白樺ハイツ	高齢者に対するデイサービス、在宅支援を行うため整備。隣地に社会福祉法人運営の軽費老人ホームセンター「フロンティアハウス」がある。社会福祉協議会の拠点として、社会福祉事業を展開しています。
18	風連町役場	



身近であっても利用したことのない施設や、隣のまちの見知らぬ施設など...  
 討議のきっかけとして、両市町のタウンウォッチングを開催しました。



施設や特産品、自然や、あぜ道まで。  
 さまざまなものが自慢できる「宝もの」として挙げられました。さて、その活用方法は?

**宝もの探し**(両市町の自慢できるものの洗い出しを行い、まとめた結果を発表しました)

#### **Aグループ：「心豊かな町」**

「農業」「健康」「自然」「生活」という括りで宝物をまとめました。農業と健康の両分野にまたがる資源を宝として見出しました。

#### **B・Cグループ：「自然いっぱい、おいしいものいっぱい、元気いっぱい!!!」**

「自然」「健康」「産業」「文化」という括りで宝物をまとめました。上川ライスターミナルを地域の資源とした意見が多数出されました。

#### **Dグループ：「北緯44度の暮らし方!!!」**

「空気がきれい」「自然を利用した施設もっと有効に!!」「北国を楽しむ」「雪の有効利用」「農業をもっと元気に!」「散歩したくなるあぜ道」と自然に関わりの深いものに価値を見出しました。

#### **Eグループ：「スノー&グリーン～風に連れられ名を寄せるまち」**

「雪新エネルギー氷室」という括りでは、上川ライスターミナルの雪を資源として活用する発想に価値を見出しました。

### (3) 第3回まちづくり懇話会

#### 内容

みんなで考える、新しいまちの将来像

(新市将来構想に掲げる「新市の将来像」と主要なまちづくりのアイデアをまとめ、成果を発表しました)

ワークショップ「分野別の進行方向、重点方向、将来像」検討の方法

ポストイットカード一枚に一件の新市で実施すべき・取り組むべきと考える施策・事業を記入します。

一人一束ずつのポストイットカードを持ちます。

机の上にあらかじめ上から10センチのところまで折って印をつけた模造紙をひろげます。

模造紙の真ん中に横線を引き、その線の上下の余白を利用して、記入済みのポストイットカードをグループの全員が全部貼り付けます。

全体を見渡ししながら、同分野のものを揃えて(グルーピング)いきます。  
グルーピングができたならその数だけ真ん中の線から上下に線を引き、グループにタイトルを付けます。

さらに記入済みのポストイットカードを小さな項目にグルーピングして縦の線から横の線を出し、見出しを付けながら整理していきます。

完成した全体を見渡ししながら全員で考え、協議して、上部の折った部分に新市の将来像(基本コンセプト 将来の姿を的確に表すキャッチフレーズ)を記入します。

グループごとに、完成した成果を発表します。

タウンウォッチングや宝のも探しでの議論をもとに、新市に望む施策についてアイデアを絞りました。

その後、2度目となるKJ法を使ったとりまとめと将来像づくり、そして、各班からの発表。

今後のまちづくりにつながることを確信して!!



### **Aグループ：「心豊かな町」**

「福祉」「教育」「産業」「生活環境」「基盤」「住民」という括りで施策をまとめました。  
「子どもたちの教育の場をもっとまちの人々に開放する」「まちに愛される農業。地場に消費してもらおうしくみづくり」「電柱のない住宅(別荘)エリアを本州の人に」といったアイデアが出されました。

### **Bグループ：「住んでよかったと思える町」**

「文化」「教育」「福祉」「産業」「基盤」「生活環境」「住民・行財政」という括りで施策をまとめました。  
文化ホールや図書館などの施設整備の意見が多だされた一方で、「市民による市民のためのサポートシステム」といった住民主体のまちづくりへの意見も出されました。

### **Cグループ：「うらやましがられる街!!」**

「公園」「農業」「基盤」「福祉」「商業」「教育」という括りで施策をまとめました。  
地域内通貨の創出やベンチャー特区・教員採用特区、福祉関連の計画の早期樹立など多彩なアイデアと計画的な行政運営についての施策がまとめられました。

### **Dグループ：「北緯44度の暮らし方!!」**

「福祉」「生活環境」「産業」「観光」「行政」の大分類の下に小分類を設けて施策をまとめました。  
「就職しやすいように保育所等を増やす」など福祉対策や雇用対策などのソフト面の充実を求めました。  
「星空を生かした生涯学習」などのアイデアも。

### **Eグループ：「未来！子供！笑顔！」**

「福祉」「産業」「生活基盤」「教育」「住民・行財政」の大分類の下に小分類を設けて施策をまとめました。  
「街全体のバリアフリー化」や「道北文化の中心となるような文化施設」「市がバックアップしたオリンピック選手の育成」「アニメ産業などの有望企業の誘致」など様々な分野の施策がバランスよく提案されました。駐車場の広い庁舎への要望も複数だされました。

## 【参考】

# まちづくり懇話会設置要綱

### （設置）

第1条 風連町と名寄市の市町村合併問題に関し、住民からまちづくりへの意向を聴取するため、まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### （任務）

第2条 懇話会は、風連町、名寄市における合併問題の合意形成のため、住民の立場から新市のまちづくりについて要望やアイデアを取りまとめ、新市のまちづくりの基本となる新市将来構想の策定作業にその意見を反映させることを目的とする。

### （組織）

第3条 懇話会の委員は30名とし、次に掲げる者の内から風連町・名寄市合併協議会会長（以下「会長」という。）が指名した者で構成する。

(1) 平成16年5月1日現在、名寄市に居住している者、または市内の学校・企業等に通勤通学している者20名

(2) 平成16年5月1日現在、風連町に居住している者、または町内の学校・企業等に通勤通学している者10名

### （任期）

第4条 委員の任期は、平成16年5月25日から平成16年6月30日までとする。

### （会議）

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

### （運営）

第6条 会議は、ワークショップ方式によるグループ討議を中心に運営するものとする。

### （報酬等）

第7条 会議に出席した委員に対する報酬及び費用弁償は、支給しないものとする。

### （事務局）

第8条 懇話会の事務局は、風連町・名寄市合併協議会事務局に置く。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年5月15日から施行する。